

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第53期 第7回

開催年月日 令和4年3月11日(金)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1 特定(産業別)最低賃金の金額改正等に係る 意向確認について
公益代表 5名		
労働者代表 5名	2 適用事業所数及び適用労働者数(電子・一般 貨物)について	
使用者代表 4名	3 その他	

次回本審開催予定日 令和4年5月予定

[開会] 午前10時30分

会 長 ただいまから、第7回高知地方最低賃金議会を開催します。
はじめに、お手元の本体資料1をご覧ください。
こちらは第53期最低賃金審議会委員名簿です。
次に本体資料2をご覧ください。
こちらは、昨年9月29日に開催した第6回本審の審議概要です。
この資料2の第6回本審審議概要についてご確認いただきまして、何かご意見、補足することがあればお願いいたします。

意見なし

会 長 特にないようですので、資料2の審議概要を了承いただいたものいたします。
それでは、本日の議題に入らせていただきます。

[特定最低賃金改正の意向確認]

会 長 議題1「特定最低賃金の金額改正に係る意向確認について」ですが、事務局から意向表明の状況についてご報告願います。

事務局 特定産業別最低賃金の金額改正審議にかかる意向表明について、電機連合高

知地域協議会様より意向表明がなされております。

本体資料5をご覧ください。

2月14日付けで電機連合高知地域協議会様から金額改正を申し入れる旨の意向表明をいただいております。

次に本体資料6をご覧ください。

3月3日付で運輸労連四国地連高知県協議会様から金額改正を申し入れる旨の意向表明をいただいております。

意向表明の状況は以上でございます。

会 長 ただいまの事務局からの説明のとおり、令和4年度の特定最低賃金の金額改正については、高知県電子部品等製造業についてと、高知県一般貨物自動車運送業について、それぞれ意向表明がなされております。

意向表明について、労側から補足すべきことがあれば、ご説明いただきたいと思います。

市川委員 ぜひ特定最賃の意義を鑑みて、審議入りをしていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

会 長 それでは事務局から、特定（産業別）最賃金額改正の今後のスケジュールについて説明願います。

事務局 第53期令和4年度の特定最賃における金額改正審議のスケジュールについて、令和3年度に準じたスケジュール感での審議日程を考えております。

まず、7月下旬開催予定の本審に、電子部品等製造業、一般貨物自動車運送業について、それぞれからご提出いただいた「申出書」を資料としてお配りしたいと思います。

特定最賃金額改正の必要性の有無についての審議につきましては、令和4年9月中旬までには特別小委員会を開催し、特別小委員会の場で金額改正の必要性の有無をご審議いただきたいと思いますと考えております。

改正の必要性について三者合意となれば、10月以降、専門部会を開催させていただきます。

なお、令和3年度におきましては、電子部品、一般貨物それぞれにつきまして、スケジュールの都合上、十分な審議時間を確保することができずご迷惑をおかけしましたので、令和4年度におきましては、十分な審議時間が確保できるよう、日程調整に万全を期す所存でございます。

以上でございます。

会 長 ただいまのスケジュールにかかる事務局説明について、何かご質問等はございますか。

意見なし

[特定（産別）最賃の適用事業所数、適用労働者数について]

会 長 次に、議題の2「特定（産別）最賃の改正等に関する申出に係る適用事業所数・適用労働者数について」審議をお願いします。
 では、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 資料3をご覧ください。
 電子部品等製造業に関する適用事業所数・適用労働者数について説明させていただきます。

 項目2の「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の適用事業所数と労働者数」をご覧ください。

 経済センサス、事業所母集団データベース30年次フレームによりますと、事業所数は16社、雇用労働者数933人となります。

 次に、センサス調査以降に撤退した事業場数は10事業場であることから、稼働中の6事業場に対して、令和3年12月1日現在の状況について、事務局において令和4年1月に電話調査を実施し、すべての事業所から回答をいただいております。

 回答の結果より、令和3年12月1日現在の適用労働者数は449人であることが推定されます。昨年は455人でしたので、若干の減少ということになります。

 電子部品等製造業に関しては以上でございます。

 次に、一般貨物自動車運送業に関する適用事業所数・適用労働者数について説明させていただきます。

 資料4をご覧ください。

 一般貨物自動車運送業の適用労働者数算出方法についてですが、令和3年3月26日に開催された第52期第13回本審において、「実態調査を取りやめ、令和3年度以降は全国基準であるセンサスを用いて適用労働者数を算出するよう改める」とされたことから、お示しの資料についても全国基準であるセンサスを用いて算出しております。

 項目3「適用事業所数及び適用労働者数《一般貨物自動車運送事業》」をご覧ください。

 経済センサス、事業所母集団データベース30年次フレームによりますと、事業所数は302事業場、雇用者数5,626人となります。

そこで、令和3年7月に実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果から、「大型貨物自動車運転者比率」は47.02%であったことから、雇用者数5,626人の47.02%が大型貨物自動車運転者2,645人と推定されます。

また、令和3年度に実施した「最低賃金に関する基礎調査」結果から、「大型貨物自動車運転者適用除外者比率」は23.22%であったことから、大型貨物自動車運転者数2,645人の23.22%が適用除外者614人となります。

よって、大型貨物自動車運転者2,645人から適用除外者614人を差し引いた2,031人が適用労働者と推定されます。

以上でございます。

会 長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

意見なし

大井委員 確認の質問です。

程岡委員から出ている資料の別添6のところの上から4行目のトラック事業者数というのは、今の資料4でいえば適用事業所数のことでしょうか。

程岡委員 そうですね。

大井委員 はい、確認だけです。ありがとうございます。

会 長 そのほかに何かございませんか。

意見なし

[議事録のホームページへの公開について]

会 長 それでは次に、別冊資料をご覧ください。

令和3年度に開催した審議会議事録の高知労働局ホームページへの公開についてです。別冊資料について、事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらの資料は第53期第1回の本審から第6回本審までに開催した会議の「議事要旨」一式でございます。

令和3年度は、本日を含めまして本審を7回、運営委員会を1回、全員協議会を1回、地域専門部会を6回、特定最賃の特別小委員会は電子を1回、一般貨物を1回の合計2回開催させていただきました。

こちらの資料と、非公開審議の「議事録」を除いて、会議が公開とされた審議の「議事録」については、ただちにホームページ上で公開とさせていただきたいと存じます。

また、「議事録」、「議事要旨」等につきましては、速やかに公開するよう本省より指示がございますので、令和4年度以降におきましては、「議事録」「議事要旨」等をその都度ホームページ上で公開するよう手続きをとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

会 長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問などございますか。

会 長 私から質問ですが、今日の資料の中で資料2として第6回の審議会の議事概要が載っております、今日この議事概要を了承してもらいましたが、本審での議事概要の了承をもって、そこから速やかにホームページに載せるということになるのでしょうか。

事務局 速やかにホームページに載せるという観点から申し上げます、会議終了後、事務局において直ちにホームページ公開用議事要旨を作成し、議事録と一緒に公労使それぞれの確認担当者に外部メールでご確認いただいた後に、2本同時に順次公開していくという方法と、議事要旨については、議事録と切り離して事務局に一任していただき、審議会の承認を得ないで直ちにホームページに公開するという方法があると思います。議事録の作成には時間を要するため、さしあたり議事要旨だけでも速やかにホームページに公開したいと考えております。

会 長 ありがとうございます。

片山委員 今どのようになっている、それを変えるということでしょうか。

事務局 昨年までは、ホームページ公開用議事要旨を年度最後の審議会にお諮りし、次年度はじめに公開するという流れになっていたと思いますが、本省からはそのような取り扱いではなく、「出来次第、順次公開するように」というような指示がきておりますものですから、ご承認いただいたものは、半年とか事務局で温めておかず、仕上がったものについては、その都度、ホームページに公開していきたいと考えております。

片山委員 年度分をまとめて次年度に公開すると決めたのは、審議の途中でその途中経

過が公表されることによってその後の審議に影響があってはならないというようなことからであって、そのようなこれまでの経緯があったからこそ、年度分をまとめて出すという形にしていたと思しますが。

事務局 承知しております。

片山委員 はい。これまでの審議の経緯もあるし、その辺の経緯を一度確認したうえで、変えるのであれば変えるということにしたほうがいいのではないかと思います。

会長 ほかに意見はございませんか。
事務局には、今、片山委員がおっしゃった点も考慮の上、ご対応をいただければと思いますが、よろしいですか。

事務局 承知しました。

市川委員 その都度確認者が確認して公表としたほうが良いと思います。
先ほどおっしゃっていたように、以後の審議に影響を及ぼすことが無きにしてもあらずなので。

野村委員 一応今公表しているのは、発効してからですね。
発効する前に公表するということですか。

事務局 公開審議にかかる「議事録」については、ホームページ上で公開となります。

野村委員 できるだけ早い段階で出すということですか。

事務局 はい。それをご確認いただいて、行政決裁が終了した段階で、事務局として速やかにホームページに掲載の手続きをとらせていただきたいと思いますということで、本日お諮りいたしました。

野村委員 何か今までと変わるのですか。

市川委員 変わっていますね。
今までは、審議が全部終わって、最後にまとめてここで確認して公表するというのが、その都度になるといわれていますので。

片山委員 今はこういう形で、今年度の分の議事要旨を全部ここで確認をして、一気に

掲載するという形を、その都度に変えたいということです。問題はないのでしょうか。

市川委員 確認作業さえすれば、ということですよ。

野村委員 では、たとえば私が確認しますが、全員の委員の方に確認してもらわないといけない作業があるということですか。

市川委員 議事録の確認者のような形で、代表者が確認する。

野村委員 代表者のみの確認で出すということですか。

市川委員 そうということだと思います。

野村委員 今は全員が確認しているじゃないですか。
「議事要旨」を先に出すのであれば、全員の委員の方の確認が要るかどうかということではないですか。

市川委員 公労使の三者が署名しています。

野村委員 はい。

市川委員 基本的にはその三人ですよ。

事務局 たとえば、今日の第7回の本審終了後に事務局で「議事要旨」を作ります。

野村委員 はい。

事務局 それについて、使用者側であれば野村委員に確認していただき、確認を得た段階でホームページに公開するという作業をさせていただきますと、令和4年度の最後の会議のときに別冊でまとめたこの資料をお配りすることはなくなるということになります。

野村委員 要はこれがなくなるということ。

事務局 そうです。

野村委員 わかりました。

西森委員 一番シビアな時期というのが8月だと思いますが、今回でいうと8月2日の「議題」「議事要旨」に、まさに「次はいつですよ」という感じになっていきますよね。

この非公開の際の「議題」「議事要旨」というのは、どのように確定していましたか。

私は「議事録」へは確認・署名しましたけれど、8月2日の「議事要旨」というのは、事務局が作って、署名はしていませんよね。

確認はここでしていますよね。

事務局 はい。署名ではなくて、次の会議のときに報告というような形で。

西森委員 そうでしたよね。

事実上この8月2日付の「次は8月5日です」とか書いてあるものについて確定したのは、専門部会ではなくて本審でですよ。

事務局 はい。

西森委員 そうですね。

結局、審議の渦中のときには確定されず、公開もされず、最終的には本審になってもう決着がついたときに「議事要旨」を全員の合意で確定して、そのあと公開になると。

ここは、署名作業は伴わないということですね。

事務局 はい。

西森委員 リアルタイムで「明日です」「あさってです」ということはないという風に認識しました。

事務局 ですから、今日のものであれば、会議資料はできておりますので、今日のお話の内容を議事要旨として事務局が作って、議事録の確認者の方に見ていただくということではいかがでしょうか。

野村委員 何かイメージがわかりづらいですね。サインしたのは11月ごろだったような気がします。

市川委員 「議事録」の署名はそうですね。

野村委員 そうですよ。そこら辺がよく整理できていない。

事務局 あとの案は、確認者の方には見ていただく、事務局にお任せしますということであれば、事務局のほうで作成してホームページに掲載します。

西森委員 そういう話ではなくて、今のご説明は署名を行った後で丁寧に作った「議事録」についてで、それについては私たちもわかっていますが、この「議事要旨」をいつ確定しましたかということ、それは署名が伴わず、本審の都度に行ってきたという話だと思いますが。

事務局 はい。

西森委員 それは当然皆で確認しないと、事務局に任せっきりということはありませんか。
今日の「議題」「議事要旨」については、次の本審で確定としてきたわけですよ。

市川委員 今までの流れでいうとね。
それを議事録確認者の三人に任せてという話なんじゃないですか。

西森委員 「議題」「議事要旨」についても、確認者のみという形に変えるんですか。

市川委員 「議事要旨」については。

西森委員 代表者に任せて、本審での確認作業はしなくなるということですか。

市川委員 速やかにというのはそういうことですよ。

西森委員 かなり大きな改変ですね。

会 長 今まで「議事要旨」で、出席者の人数が間違えていたりといったことが指摘されたこともありますので、それは全員で確認したほうがいいかと思います。

中橋委員 今まで本審を何回かして、年度末に一年分まとめてということはあまりにも増えるでしょうと。

ただ、少なくとも本審で、皆で確認したあとに速やかに公開ということであれば、それぐらいならと思ったんですが。

今のお話だと、それよりもさらにスパンを短く公開していこうというお話でしたよね。

基準部長

話が錯綜してしまいましたので、もう一度確認させていただきます。

審議会の議事録等の扱いについて、国の閣議決定、また本省のほうから通知も加えて、審議会の透明性、公平性を担保するために、きちんと公開の準備と速やかなホームページへの掲載を求められているという中でこれまで高知労働局が、今野村委員がおっしゃられたように、一年間の審議がすべて終わった年度末に議事要旨などを確認して、そこで問題なければ載せましょうという、一年間まとめて、審議が終わった一年後に載せていたという経緯があります。

昨年度の3月に議事録等の公開の基準をこの審議会において確認させていただきました。

昨年度については押印等省略させていただきましたので、確認の仕方についても整理をさせていただきました。

あと、確認をさせていただきたいのが、議事録等の公開のタイミングということになります。

その都度速やかに公開をさせていただきたいというのが国、本省の見解も踏まえて、ゆくゆくはそうしたいなというような事務局からの提案でしたが、そこについては過去の経緯等も踏まえましてご意見等ありますので、また改めて確認し、こちらのほうでメリット、デメリットやどういう方法があるか等も踏まえて整理をさせていただけたらと思っております。

局長

今皆さんがおっしゃられた、どのようにまとめるかというのを確認していただくということも重要な手続きだと思いますので、そういうことを踏まえて、もう一度整理をさせていただいて、提案をさせていただきたいと思います。

市川委員

事務局に任せるという選択肢はないということですよ。

局長

はい。

市川委員

確認の方法をどうするのかということですよ。

局長

そうです。

市川委員

ここを皆で知恵を出し合おうということですよ。

局 長 はい。

基準部長 事務局に一任となりますと審議にいろいろと支障がありますので、たとえば議事録と同じように、議事録の作成段階で、議事録が作成できるということは当然、議事要旨の作成のタイミングとしては可能なタイミングですので、議事録と議事要旨を一緒に確認をいただくといったことも考えていきたいと思えますし、過去の経緯を踏まえまして、やっぱり審議というところもあろうかと思えますので、そのところも整理をさせていただいて、大きな問題にもなりませんので、また改めてご提案をさせていただきたいと思えます。
 よろしくお願ひいたします。

西森委員 できれば、フローチャートの図にさせていただいたほうがわかると思えますので、よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、ホームページの公開の方法について、また組み立てをご説明いただきますように、ご準備のほどお願ひいたします。

会 長 次に、5月に開催予定の次回本審の公開・非公開について、お諮りしたいと思います。
 次回の審議内容は、令和4年度の審議運営に関することが主な議題となりますが、特に非公開とする理由はありませんので、公開にしたいと考えますがよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 異議なしということですので、事務局には公開することへの対応をお願いします。
 それでは、本日予定しておりました議題は、これをもってすべて終了しました。最後に柳澤局長からご挨拶をいただきたいと思えます。

[局長挨拶]

局 長 それでは、一言ご挨拶を申し上げます。
 本日の会議をもちまして令和3年度の高知県地方最低賃金審議会は最後ということになります。
 近藤会長並びに、地域最賃専門部会の西森部会長を始め、各委員の皆様方には、本年度の高知県最低賃金の改正や、高知県電子部品等製造業最低賃金並び

に、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正の必要性等につきまして、ご熱心なご審議をいただきまして、感謝申し上げます。

さて、本年度の審議を振り返ってみますと、高知県最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会が示した令和3年度地域別最低賃金額改定の目安額などを参考に、諸般の事情を総合的に勘案してご審議いただき、高知県最低賃金は目安額と同額の引き上げということになりまして、時間額820円とするとの答申をいただいたわけでございます。

答申をいただきまして、そのあと異議の申出、その他所要の手続きを経まして、令和3年10月2日に効力発生となっております。

また、高知県電子部品等製造業最低賃金並びに、高知県一般貨物自動車運送業の審議では、県内の厳しい経済状況の中で、参考人を招致して改正の必要性についてのご審議をいただいたところでございますが、金額審議には至りませんでした。

改正された高知県最低賃金につきましては、官報公示後に県庁記者クラブでの記者発表をはじめ、県下の市町村広報誌への掲載依頼などにより周知広報に努めているところでございます。

当局といたしましては、引き続き最低賃金の周知に努めるとともに、履行確保のための指導を行ってまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

最後に、委員の皆様方の高知地方最低賃金審議会におけるご尽力に対しまして、改めて心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上でございます。

会 長

柳澤局長よりご挨拶をいただきました。誠にありがとうございます。

最後に、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年度の審議にあたりまして、一年間にわたり、お忙しい中最賃の審議にご参加いただき、努力を重ねていただきまして、どうもありがとうございました。

今年度の審議は本日が最後であり、従来であれば年度最後に一席やっていたわけですが、それができないのが本当に残念です。

令和4年度も第53期が引き続きもう一年ありますので、引き続き最低賃金審議会の運営にご協力いただきますようお願いいたします。

腹を割って、話せる機会があることを祈ります。

また来年、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

[閉会] 午前11時20分